

学内相談窓口

合理的配慮を受けようとする学生や、合理的配慮申請済の学生が相談できる場として以下があります。

○大学生活支援室(旧:特別修学支援室)

～ベタニア～

- ・学生の居場所となっています。(勉強,休憩,食事等)
- ・合理的配慮の相談窓口があります。ご利用の場合、基本的には予約が必要です。
- ・カウンター越しにスタッフが待機しています。
- ・開室時間 9:30~16:30



大学生活支援室(D棟2F)

○保健室～オリーブ～

- ・予約不要。急な体調不良や怪我などの時に、いつでもご利用いただけます。
- ・保健センターの総合受付の他に、健康管理、健康診断、健康相談、応急手当などの業務を行っています。
- ・開室時間 9:00~17:00



保健室(D棟1F)

○学生相談室～エマオ～

- ・合理的配慮に関する悩み事、生活の中での困り事、あるいはそれらに関係のない大学生活上の悩みについての個別相談が受けられます。
- ・完全予約制です。
- ・担当スタッフが、学生の了解のもと、必要に応じて教員、家族、主治医と連携をとります。
- ・保健センター1F保健室窓口での直接予約、あるいは電話やメールで予約の上、ご利用いただけます。
- ・開室時間 10:00~17:00



学生相談室(D棟2F)

お問い合わせ先

電話 052-832-3437

E-mail hoken-shien@nanzan-u.ac.jp

卒業生Aさんの声

障害の状態:肢体不自由

私の場合、書写速度と手指の巧緻性のハンディに関して、定期試験時の解答用紙拡大や試験時間延長等を要望しました。対応はスムーズで満足しています。ただし、他の要望に関しては、エレベーターを譲ってくれない、あるいは多目的トイレを着替えに利用するなどの学生がいたことで、困る場面もありました。合理的配慮とは一人ひとりの意識があってこそ成り立つものなので、理解の周知が進むと嬉しいです。

在校生Bさんの声

障害の状態:発達障害

いろんな授業がありましたが、自分のことを周知してもらっていることで、集中して授業を受けることができました。最初の配慮申請でうまく伝わらないこともありましたが、話し合いの中で伝わりました。配慮を申請して良かったと思っています。

Q. 合理的配慮の考え方や実施のよりどころとなっているのは何ですか?

A. 以前は、障害=治療が必要であるという「医学モデル」に基づいた考えが主流でした。しかし、2001年のWHOにおける国際生活機能分類(International Classification of Functioning, Disability and Health: ICF)において、障害をもつ人が社会的不利に直面した場合にその障壁を取り除くという、「社会モデル」の考え方が紹介され、障害を個人因子を由来とした問題ではなく、人の生活機能を健康状態と背景因子の相対的な関係性の中で捉える考え方方が加わりました。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」の施行(2016年)は、この「社会モデル」を基本として制定され、合理的配慮の実施を謳っています。このような歴史的背景や理念がよりどころとなり、本学における合理的配慮の考え方や実施に至っています。

《障害に対する従来のとらえ方》

障害は個人に生じた現象(個人因子)の問題であり、より健康に近づくのが望ましいという考え方



《2001年以降の発展したとらえ方》

人の健康状態は様々な個人因子と環境因子の結果であるという考え方。個人が置かれている環境に適応しようという努力はもちろんのこと、環境側からも改善を講じることで、個人が生得的にもっている能力を発揮できるよう支えるという考え方



EQUALITY<平等>
従来の大学修学サービスのあり方
(全員に同じサービスを与える)



EQUITY<公平>
各個人が修学するという目的を果たせるための環境整備(全員が同じ修学機会を持つようにする)を大切にする



UNIVERSAL DESIGN
バリアフリー/究極の理想形



南山大学

合理的配慮早わかりガイド



NANZAN UNIVERSITY

保健センター・大学生活支援室(愛称:ベタニア)発行

大学における合理的配慮とは

大学における合理的配慮は、大学で学びたいこと、追求したいことがあり、そのための能力やセンス、強い興味などを持ち合わせているにもかかわらず、生来的な特徴や心身の機能障害の継続により、大学側が用意している環境では修学を続けていくことが困難な場合、ご本人からの申請があると考慮されるものです。

さらには、配慮申請される個性や機能障害の中には、医療機関での治療や時間経過により配慮が不要になる性質を帯びているものも含まれます。

すなわち、必ずしも、障害者手帳といった機能不全が固定されていることを証明するものを取得している必要はありません。

配慮決定までの流れ

①どのような配慮を申請するか、その項目決定のプロセスでは、合理的配慮申請の窓口になっている保健センターのスタッフが学生の意向をもとに申請書類作成のお手伝いをします。また、学校医が学生とその家族と面談し、申請書類や診断書などの根拠資料と共に、申請の妥当性を確認します。

合理的配慮は、学生側が申請した事柄の中で、大学側に過重な負担がかからない程度で、しかも、教育の目的、内容、評価の本質を変えない、という原則のもと、その内容が決定されます。教育に関する3つのポリシーと授業シラバスの内容が目的、内容、評価の本質の基準になります。

Ex. 「〇〇疾患のために体調が悪い時は欠席することを認める」
→申請が通りにくい

【理由】教育の目的、内容、評価の本質を変える性質を帯びている
「〇〇疾患の症状が強く出ている日は途中退席することがあることを
周知する」
→申請が通りやすい

申請に必要な書類

- 個別対応にかかる要望書
- 根拠資料
学外の専門家による学生の状態を説明する資料
例) 障害者手帳の種別・等級・区分認定
医学的基準に基づいた診断書または意見書
本人とかかわりがあった専門家からの意見書
(例:卒業校の先生)

②書類がすべて整ったところで、大学生活支援室スタッフが要望に基づいた対応案を作成し、学務担当副学長の統括のもと、「合理的配慮サポートチーム会議」を実施します。

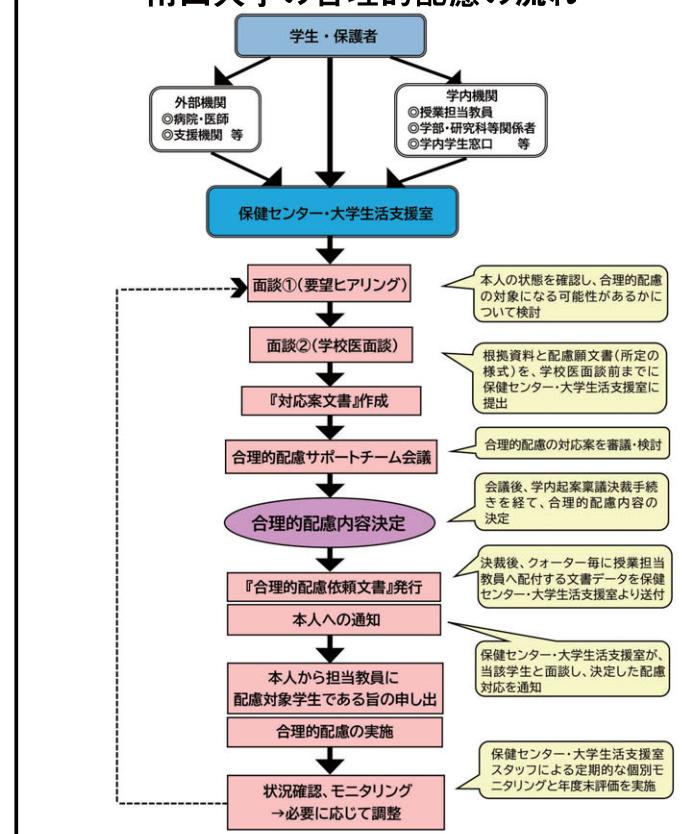
「合理的配慮サポートチーム会議」

座長:学生部長
出席者:所属学科長、学務部長、学生課長、教務課長、学校医、
総務課長*、施設課長*、大学生活支援室担当者、
保健センタースタッフ等 (*必要に応じて)

保健センターは、これらの申請書類をもとに、申請内容がいかに妥当であるかを、医学的、臨床心理学的、社会福祉的な観点から大学側に説明し、出席者はそれぞれの立場から意見を述べ、全員で慎重に審議・検討をします。

③保健センターは、審議・検討の結果、決定した配慮内容を本人に通知するとともに、関連する教員全員に具体的な配慮内容を通知いたします。その後も、引き続き配慮内容の有用性等に関するモニタリングや相談支援をしていきます。

南山大学の合理的配慮の流れ



Q. 障害を持つ大学生は、そんなに多くいるのでしょうか?

A. 2019年5月現在で、大学に在籍する障害学生数は37,647人。全ての大学等の学生数に占める割合は、1.17%でした(独立行政法人日本学生支援機構調査)。10年前の調査では7,103人、全体の0.22%という数字であり、障害を持つ大学生の報告数は、この10年の間に大きく増加しています。近年、障害者関連の法改正や合理的配慮の提供開始など、障害学生を取り巻く環境が大きく変わってきており、社会が、障害を持っていても修学しやすいように変化しようとしていることと関連していると考えられます。

Q. どんな場合に合理的配慮の対象になるのですか?

A. 身体障害、視覚聴覚の障害、発達障害、精神障害といった障害以外に、慢性疾患・病弱・虚弱や外傷後に生じた後遺症についても配慮を検討します。
※外傷そのものは配慮外です。

Q. 南山大学では、これまでにどのような合理的配慮がなされてきましたか?

A. 南山大学でこれまで行われてきた合理的配慮の例をご紹介します。

授業関連

- ・教室内における座席指定
- ・授業担当教員への障害や症状の周知
- ・ノートテイク(学生ボランティア団体による)
- ・支援機器使用(授業の録音、PC筆記、板書の写真撮影等)の許可
- ・介助者の同席(学生の保証人など)
- ・体育授業における一部内容変更
- ・授業中におけるやむをえない一時離席
- ・サングラス・ソイズキャンセルイヤホン・バンダナ装着の周知
- ・エレベーターのある教室棟に教室の割り当て(必修科目)
- ・耳からの情報が伝わりにくい学生に、文字や図を用いた視覚に訴える教材の配布
- ・個別面談や代替課題による評価の検討(グループワーク・語学科目など)

定期試験関連

- ・試験問題・解答用紙の文字サイズ拡大ならびに時間延長
- ・別室受験
- ・出入り口に近い席に座席指定

通学関連

- ・学内駐車場の駐車許可証発行
- ・使用できるロッカーの増設
- ・履修教室棟前までの車輛による入構(雨天時など)

オンライン授業ならではの対応例

- ・発言時以外のカメラオフを許可する

その他

- ・各種ガイダンスや定期健康診断(ポータブル胸部レントゲン撮影等)などで個別対応
- ・LGBTやSOGIに関すること

※個々の学生の事情に合わせて配慮された内容であり、誰に対してもいつでもこの内容が配慮される訳ではありません。

※しばしば学生から要望があるが申請が通らない例(南山大学の場合)

- ・授業出席が困難な学生に対して、授業を1対1でおこなう。
- ・授業出席が困難な学生に対して、代替課題を与え、出席扱いにする。
- ・他の履修学生の修学が著しく損なわれてしまう要望(授業内容の大幅変更等)
- ・大学の施設設備計画に基づかない大幅な施設改修要望
- ・授業における課題や定期試験におけるレポートなどの提出期限の延期